

国民年金保険料の納付書がかわります

改正により、今まで年間四期にわけそれぞれの徴収月に納付書を各戸に配付しております。したが、昭和四十七年度から年一回第一期(六月)の徴収時に四期まで年間の保険料が記載され配付になりますので、定められた納付書に忘れずに入下さい。

試験方法
測量士・測量士補試験とも筆記試験のみとする。
試験日
昭和四十七年五月二十八日
その他、受験手続などくわしくは、役場または、県土木部監理課へお問い合わせください。

職業転換訓練の案内
技能をもたない中高年令者の就職はむづかしいと言われ、求人側でも技能を身につけた人を望んでおります。職業に必要な技能と知識を身につけて、再就職する人たちのために次の訓練校が開校されております。

四、訓練期間
一年訓練は四月、六か月訓練は四月と十月
五、入校時期
一年訓練は四月、六か月訓練は四月と十月
六、入校者の特典

保健所の健康診断日程変更のお知らせ
長岡保健所の健康診断日程が変更になりましたのでお知らせいたします。
八、訓練期間中の所要経費
教科書、作業服、育成会費等、一年訓練で約一八、〇〇円、六か月訓練で約一五、〇〇〇円程度です。

九、その他
訓練終了後は、公共職業安定所で優先的に就職をあつせんします。
(4) 炭鉱、駐留軍関係の離職者
身体の一部に障害のある人、(2)以下に該当する人は年令を問いません。
(5) 身体の一部に障害のある人
なお、(2)以下に該当する人は年令を問いません。
八、訓練期間中の所要経費
教科書、作業服、育成会費等、一年訓練で約一八、〇〇円、六か月訓練で約一五、〇〇〇円程度です。

広報こしじ

昭和47年3月1日発行

受験資格

年令、性別、学歴、実務経歴等いっさいを問わない。

測量士試験

測量士補試験

一、訓練校

二、訓練科目

三、訓練を受けることができ

測量士試験および測量士補試験の案内

測量士試験

測量士補試験

測量士試験

二、場所

三、相談日

四、木曜日

測量士試験

測量士試験

測量士試験

三、訓練校

四、火曜日

五、木曜日

測量士試験

測量士試験

測量士試験

五、木曜日

六、火曜日

七、水曜日

測量士試験

測量士試験

測量士試験

六、火曜日

七、木曜日

八、木曜日

測量士試験

測量士試験

測量士試験

七、火曜日

八、木曜日

九、木曜日

測量士試験

測量士試験

測量士試験

八、火曜日

九、木曜日

十、木曜日

測量士試験

測量士試験

測量士試験

九、火曜日

十、木曜日

十一、木曜日

測量士試験

測量士試験

測量士試験

十、火曜日

十一、木曜日

十二、木曜日

測量士試験

測量士試験

測量士試験

十一、火曜日

十二、木曜日

十三、木曜日

測量士試験

測量士試験

測量士試験

十二、火曜日

十三、木曜日

十四、木曜日

測量士試験

測量士試験

測量士試験

十三、火曜日

十四、木曜日

十五、木曜日

測量士試験

測量士試験

測量士試験

十四、火曜日

十五、木曜日

十六、木曜日

測量士試験

測量士試験

測量士試験

十五、火曜日

十六、木曜日

十七、木曜日

測量士試験

測量士試験

測量士試験

十六、火曜日

十七、木曜日

十八、木曜日

測量士試験

測量士試験

測量士試験

十七、火曜日

十八、木曜日

十九、木曜日

測量士試験

測量士試験

測量士試験

十八、火曜日

十九、木曜日

二十、木曜日

測量士試験

測量士試験

測量士試験

十九、火曜日

二十、木曜日

廿一、木曜日

測量士試験

測量士試験

測量士試験

二十、火曜日

廿一、木曜日

廿二、木曜日

測量士試験

測量士試験

測量士試験

廿一、火曜日

廿二、木曜日

廿三、木曜日

測量士試験

測量士試験

測量士試験

廿二、火曜日

廿三、木曜日

廿四、木曜日

測量士試験

測量士試験

測量士試験

廿三、火曜日

廿四、木曜日

廿五、木曜日

測量士試験

測量士試験

測量士試験

廿四、火曜日

廿五、木曜日

廿六、木曜日

測量士試験

測量士試験

測量士試験

廿五、火曜日

廿六、木曜日

廿七、木曜日

測量士試験

測量士試験

測量士試験

廿六、火曜日

廿七、木曜日

廿八、木曜日

測量士試験

測量士試験

測量士試験

廿七、火曜日

廿八、木曜日

廿九、木曜日

測量士試験

測量士試験

測量士試験

廿八、火曜日

廿九、木曜日

三十、木曜日

測量士試験

測量士試験

測量士試験

廿九、火曜日

三十、木曜日

卅一、木曜日

測量士試験

測量士試験

新しい 民生委員	
生活に関する事や児童 に関する事、そのほかおこ まり事などの相談相手とな れる民生委員	長沢 みつ(神谷) 長谷川テル(来迎寺) 小野塙重作(来迎寺) 安原 真(来迎寺) 平沢 タツ(朝日) 滝沢 トシ(中沢、西野) 田中 善作(飯塚) 重野 セツ(沢下条) 丸山 順一(岩野) 佐藤 勇次(釜ヶ島)
お気軽に ご相談ください	堀井 千代(飯島) 上田 ヒロ(西谷) 大橋フミヲ(塙野山) 杉田 政吉(塙野山) 藤沢 正義(千谷沢)
お気軽に ご相談ください	高澤 美太郎(浦) 岡村 ツル(浦)

月額三千三百円に

老令福祉年金

月額三千三百円に

昭和四十七年度の政府予算案の中から、私達に直接関係のある福祉年金関係をピックアップしてみました。

(1) 老令福祉年金
年金額、二万七千六百円
(月額二千三百円)から三万九千六百円(月額三千三百円)に引上げられます。

(2) 障害福祉年金
年金額、四万八百円(月額三千三百円)に引上げられます。

(1) 扶養義務者の所得による支
給制限
扶養義務者の所得による支
給制限

普通扶助料等の額が六万円

(1) 障害年金
1級障害 年金額十二万円
から十三万二千円に引上げら
れます。

(2) 母子・準母子・遺児年
金
年金額九万一千二百円から
十万八百円に引上げられま
す。

(3) 実施時期
昭和四十七年七月分から

お気軽にご相談ください。
()内は担当地区です。

ご相談の生じたときは

お気軽にご相談ください。

